

1. 本市内の保育所等及び本市立幼稚園において、性的被害等未然防止のための教育を推進することについて。

(1) 市立保育園のみならず、本市内の私立保育園等においてもプライベートゾーンに関する教育を行うよう働きかけることについて。

(2) 幼稚園におけるプライベートゾーンに関する教育の推進について。

(3) 本市の保育所等及び幼稚園における男女別室での着替えの徹底について。

【答弁】

1. 本市内の保育所等及び幼稚園において、性的被害等未然防止のための教育を推進することについての(1)～(3)につきまして、順次お答えいたします。

まず、(1)についてですが、「プライベートゾーンを大切にする」教育を公立保育園6園で行っています。保健師を中心に保健指導の一環として、「自分を知り、大切にする」というねらいで5歳児に向けて年間2回行っています。1回目はプール遊びが始まる前、2回目は小学校入学を機に子どもだけでの登下校になることをふまえて防犯の視点から年明け2月～3月の頃に行っています。

内容は「プライベートゾーンってなに？」ということから、

- ・自分の体は大切なものであるということ
- ・中でもプライベートゾーンは、人に見せたり触らせたりしてはいけないこと
- ・他の人のプライベートゾーンを見たり触ったりしてはいけないこと
- ・少しでもいやな気持ちになったら「イヤだ」と言っていけないことなどです。

民間保育施設では「プライベートゾーンに関する教育」を行っている施設は1施設です。施設からの希望があれば、「出前講座」等の事業を活用して、公立保育園の保健師が出向いて行う事ができますので、今後民間保育施設等にも働きかけていきます。

続いて、(2)についてお答えいたします。本市立幼稚園では、更衣や身体測定の際には、タオルや園内着を活用しプライベートゾーンを意識するように指示し、「他人には見せない」等の指導を行っております。今後は、保健師による出前講座の活用等も検討してまいります。

次に、(3)についてですが、保育園では着替えを別室では行っておりませんが、「着替えの場所を決める」「多くの人の目に触れるような場所では着替えないように配慮する」「全員が一律に一斉に着替えるのではなく、必要な時だけ着替える」「男女で順番に着替える」などの配慮をしております。

幼稚園については、同じ教室で着替えることに抵抗のある幼児も居ることから、ついたてを設置し、他の幼児からの視界を遮ること等、配慮を行っております。

本市といたしましては、性的被害等未然防止の観点もふまえて、幼児期におきましても、適切な性の学びが必要であると考えておりますことから、幼児の発達段階に応じた性の指導について研究を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。